

令和4年7月4日

保護者のみなさま

守山市立守山北中学校
校長 高田 毅

非常時の対応について（お知らせ）

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、生徒の安全を確保するため、下記のとおり臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解をお願いします。

記

1. 滋賀県に「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令されている場合

- (1) 登校前において暴風を含む警報または特別警報が発令されている場合、生徒は自宅待機させてください。
 - (2) 午前7時において暴風を含む警報または特別警報が発令中の場合、臨時休業とします。生徒は登校させないでください。
 - (3) 午前7時までに暴風を含む警報や特別警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによりお知らせしますので、それに従ってください。
- ※テレビやラジオなどの気象情報にも注意してください。

2. 滋賀県に「その他の警報（大雨、洪水等）」が発令されている場合

- (1) 大雨、洪水等の警報の場合、警報の発令をもって臨時休業の措置にはなりません。学校からの指示が無ければ、平常どおり登校させてください。
- (2) 警報の発令に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによりお知らせしますので、それに従ってください。